

第 6227 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 6月27日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	---

♠ フリーターに支払う給与に対する源泉徴収

Q : フリーターに支払う給与に対する源泉徴収はどのようにするのですか?

A : 正社員と同じ取扱いをします。

【解説】

フリーターは雇用形態がさまざまですから、給与も正社員と違った取扱いがされるのではと思われるかもしれませんが、税法では特別な取扱いをしておらず、正社員と同じ取扱いをします。

したがって、給与が月払いである場合には、「源泉徴収税額表」の月額表を適用し、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出があるときは甲欄を、提出がないときは乙欄を適用して所得税の源泉徴収をすることになります。

また、給与が日払いの場合は、「源泉徴収税額表」の日額表を適用し、月払いと同様、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出があるときは甲欄を、提出がないときは乙欄を適用して所得税を源泉徴収します。

ただし、①雇用期間が2ヶ月以内と定められている人に対して、②日給又は時間給を支給する場合(雇用期間の延長や再雇用により継続して雇用されることとなった場合は、2ヶ月を超える部分は除きます)は、日額表の丙欄を適用して源泉徴収をしてもよいこととなっています。

通勤手当は、正社員と同様、1ヶ月15万円(非課税限度額)までの部分は非課税となりますが、この場合には、非課税限度額を日割りして計算する必要はありません。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】